

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
電子カルテ端末の購入(6台)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年10月17日	富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	3,568,950円	現在使用している電子カルテ端末の追加購入であるため。また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
薬剤部 バイオハザード室 安全キャビネット系統排風機更新工事の実施について	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年10月10日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	4,114,000円	本工事の実施にあたり、整備期間中における関係各所の空調設備機器の運転調整等が必要となるが、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3階総合医局再編に伴う移動棚解体一部復旧作業及びOA床補修工事	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月8日	株式会社イトーキ 東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング	3,212,000円	当該業者は既存機器の製造メーカーであり、解体補修対象の部材も製造メーカー特有のものであり当該業者以外では性能維持を保証できないこと、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
AOCシステム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月13日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	1,240,800円	当該システムは富士フイルムの放射線画像システムに接続していること。また、保守については購入した代理店及び製造したメーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
血管撮影装置の新設に伴う電気設備工事(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月26日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	11,330,000円	契約業者は当センターの電気設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること。また、契約の性質が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
災害時汚水槽排水ポンプPD-1-1の交換(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年10月18日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,300,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3階総合医局レイアウト変更に伴うLAN工事について	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月9日	富士通Jqapn株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	1,485,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
小型トレイ搬送設備に係るステーション部品等交換工事(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月22日	株式会社S&Sエンジニアリング 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー13階	27,500,000円	小型トレイ搬送設備に係るステーション部品等交換工事については、当該設備を開発・造した(株)S&Sエンジニアリング以外では対応が不可であるため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
小型トレイ搬送設備に係る管理用PC周辺機器更新作業(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月22日	株式会社S&Sエンジニアリング 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー13階	2,200,000円	小型トレイ搬送設備に係るステーション部品等交換工事については、当該設備を開発・造した(株)S&Sエンジニアリング以外では対応が不可であるため。(日本赤十字社会計規則第36条第5項)	
駐車場管制装置部品更新(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年10月16日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	2,145,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
加圧給水ポンプユニットPWU4-2槽内吸込み配管更新作業	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年11月28日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	1,265,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
内視鏡システム保守委託契約 1式 (健康管理センター)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年9月30日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フィルム西麻布ビル	1,003,200円	システムの製造業者が富士フィルム株式会社であり、販売店が関連会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
診療費自動精算機の売買契約	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月12日	グローリー株式会社 東京都文京区本郷3-14-7	18,260,000円	複数業者からの企画提案書に基づきプロポーザル方式で提案内容(財務状況・利便性・緊急時の復旧対応の7評価項目)及び金額に対する総合評価を行った結果、同社との随意契約によることとした(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
診療費自動精算機の後払いシステム導入	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月13日	グローリー株式会社 東京都文京区本郷3-14-7	9,845,000円	システムの製造業者がグローリー株式会社であり、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
看護職員募集案内冊子作成業務委託	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月1日	株式会社文化工房 東京都港区六本木5-10-31	2,400,398円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
図書室書籍の外部保管	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年10月4日	株式会社NXワンビシアークイブス 東京都港区虎ノ門四丁目1-28	1,987,370円	日本赤十字社会計規則第36条4項規定の契約の性質又は目的が競争を許さないことに該当する為、随意契約とするものであること。	
ISO15189認定取得後 支援サービス	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月12日	つくばi-Laboratory有限責任事業組合 茨城県つくば市天久保2-1-17	1,650,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
炉筒煙管ボイラ耐火材 更新工事	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月1日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,322,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
ドライエリア雨水排水ポンプPD-5-1交換(一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月13日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	1,870,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
CGS2号機ガスボイラエコノマイザ交換作業	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月5日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,520,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
冷却塔 薬注装置更新 作業	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年12月5日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,410,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、 過去の実績により必要な能力及び経 験を有し、迅速かつ円滑に実施でき るのは契約業者のみであること、また、 契約の性質又は目的が競争を許さな いため。(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
1階 ангиオ室改修 工事に伴う設計業務 (一式)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和 5年7月1日	株式会社久米設計 東京都江東区潮見2-1-22	9,240,000円	契約業者は、当センターの設計を行っ た業者であり、建物の情報を熟知して いることから、契約の性質又は目的が 競争を 許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。